

こどもの読書週間



4月23日～5月12日はこどもの読書週間です。「BPM Reading あたらしい絵本の出会い」をテーマに絵本を展示します。  
期間 4月19日(火)～5月22日(日)

募集

統計の日標語

総務省では毎年10月18日を「統計の日」と定め、標語の募集を行っています。入選作品は各種統計広報に活用されます。  
応募締め切り 5月9日(月)

その他 応募点数は1人5作品まで。詳細は市ホームページを確認してください  
申し込み 応募用紙(市ホームページ)からダウンロードし、記入し、メールまたは郵送

で総務省政策統括官付統計企画管理官室(☎toukeinohi@sonmu.go.jp、〒162-8668(住所記載不要))へ  
問い合わせ 総務省政策統括官付統計企画管理官室(☎03・5273・1144)・総務課(☎2227)

シルバー人材センター会員



シルバー人材センターの会員を募集しています。働く意欲のある60歳以上の健康な人なら誰でも会員になれます。

新規入会者説明会

日時 4月27日(水)・5月25日(水)・6月22日(水)・7月27日(水)・8月24日(水)・9月28日(水)・10月26日(水)・11月24日(木)午前10時から  
会場 シルバー人材センター  
会費 年額3000円(月割り有り)  
互助会費 年額500円  
問い合わせ シルバー人材センター(☎22151)

スポーツ 問 ☎8213

初心者テニス教室

日時 5月7日～7月16日の土曜日(6月25日を除く全10回)午後7時～9時  
会場 市民体育館  
対象 市内在住・在勤・在学・在園(年長児以上)の初心者  
定員 40人(先着順)  
参加料 3000円(保険料など)  
持ってくる物 体育館シューズ・ラケット  
申し込み・問い合わせ 4月28日(木)までに参加料を持ってスポーツ課へ

健康福祉

市母子会への入会

市母子会は、ひとり親家庭および寡婦の人が、互いに助け合って生き生きと暮らせるように活動している団体です。各種行事を通して会員同士の交流を図っていますので、入会して親睦を深めませんか。

空き家バンク・空き家リフォーム補助金・空家解体補助金

空き家バンク制度

市内にある空き家の売却や賃貸を希望する所有者が空き家物件を登録し、市内への移住・定住を目的として空き家の利用を考えている人に対し、その情報を紹介する制度です。登録された物件は市のホームページで公開します。空き家を売りたい、貸したい人は登録してください。

登録できる空き家 個人が自らの居住を目的として建築または所有し、現に居住していない(居住しなくなる予定のものを含む)市内の専用住宅または併用住宅(住宅部分の面積が全体の2分の1以上あるもの)。ただし、次の住宅を除きます▽建築基準法その他法令に違反する住宅▽分譲・賃貸借を目的として建築された住宅▽主として不動産業を営む人が所有する住宅▽老朽化が著しく居住するために大規模な修繕を要する

住宅▽すでに他の不動産業者に売買・賃貸の媒介契約中の住宅  
※協会から推薦された不動産業者と専任媒介契約をすることになります(仲介手数料が発生)

空き家リフォーム補助金

宅地建物取引業者を通じて売買で取得した市内の空き家について、リフォーム工事を行う人に対して補助金を交付します。着工前の申請が必要です。

補助金額 補助対象工事費の2分の1とし、空き家バンクを通じて取得した空き家の場合上限額50万円、その他の空き家の場合上限額30万円(転入者の場合は10万円加算)  
補助対象工事 住宅の機能や性能を維持、向上するための修繕、模様替え、設備更新などで市内の施工業者が請け負う20万円以上のもの  
※増築工事、外構工事、家具または電気機械器具の購

入設置工事などは対象外  
空家解体補助金 空き家を放置すると、市民の安全安心と良好な生活環境に悪影響を及ぼすことがあります。市内にある空き家が解体されずにいる現状を解消するため、自発的に空き家の解体を行う人に対して、補助金を交付します。着工前の申請が必要です。  
補助金額 補助対象工事費の3分の1とし、上限額20万円(昭和56年以前の空き家は30万円)  
補助対象工事 個人が所有する1年以上居住などに使用されていない空き家である住宅の解体で、市内の施工業者が請け負うもの  
※家具などの物品処分費は対象外  
共通事項 詳細は市ホームページを確認するか建築課へ問い合わせください  
申請・問い合わせ 建築課(☎2326)

対象 市内在住のひとり親家庭の親および寡婦  
会費 1家庭年額1000円  
主な行事 ▽パーベキュー大会▽親子社会見学▽クリスマス会▽ボウリング大会など  
※変更となる場合はホームページに掲載します  
申し込み・問い合わせ 市母子会事務局(子ども課内☎2286)

ひとり親家庭の自立を応援します

自立支援教育訓練給付

ひとり親家庭の親が就業に結び付く資格を取得するために、指定の講座を受講し修了した際の費用の一部を支給します。  
支給額 受講に要した費用の6割(上限20万円)  
その他 雇用保険法による教育訓練給付金の支給資格がある人は対象外です

高等職業訓練促進費

ひとり親家庭の親が就業に役立つ一定の専門資格を取得するために1年以上養成機関で修業し資格取得が見込まれる場合、給付金を支給して生活費の負担を軽減します。  
支給額 住民税▽非課税世帯Ⅱ月額10万円▽課税世帯Ⅱ月額7万500円  
支給期間 修業期間の全期間(上限4年間)  
その他 ▽通信課程での資格取得も対象▽修業終了後に一時金の支給もあります

高卒認定試験

高等学校を卒業していない(中退を含む)ひとり親家庭の親または子どもが、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合に、対象講座の受講費用の一部を補助します。  
給付額 ▽受講修了時給付金Ⅱ支払った額の10分の2(10万を超える場合は上限10万円、受講費用が4000円を超えない場合は支給対象外)▽合格時給付金Ⅱ受講費用の10分の4  
その他 受講修了時給付金と合格時給付金の支給額の合計額は上限15万円

共通事項

その他 制度利用者は事前に子ども課へ相談してください  
申し込み・問い合わせ 子ども課(☎2286)